

# 第1回 鷹栖町上下水道事業審議会

## 次 第

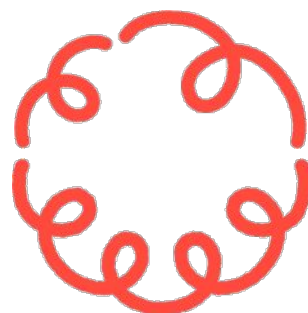
開催日：令和8年6月29日（月）  
時 間：午後3時から  
場 所：鷹栖町役場3階 会議室

---

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員及び事務局職員の紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 諮問
- 7 議事
  - (1)全体スケジュール
  - (2)諮問に関する説明
  - (3)事前質問の回答
  - (4)第2回審議会の日程
- 8 配付資料
  - ・令和8年度 鷹栖町上下水道事業審議会 説明資料
  - ・鷹栖町水道事業経営戦略
  - ・鷹栖町公共下水道事業経営戦略
  - ・第2回鷹栖町上下水道事業審議会 開催日日程調整報告書

# 令和 8 年度 鷹栖町上下水道事業審議会

2026.6.29 第 1 回審議会



鷹栖町  
TAKASU

鷹栖町 建設水道課

## 目 次

---

- 1 鷹栖町上下水道事業審議会の概要
- 2 諮問事項
- 3 全体スケジュール
- 4 鷹栖町上下水道事業の概要
- 5 鷹栖町上下水道事業の経営状況
- 6 経営戦略と投資・財政計画の改定
- 7 料金・使用料の水準と体系の考え方
- 8 事前質問の回答
- 9 第2回審議会の日程

---

# 1 鷹栖町上下水道事業審議会の概要

## 水道事業と下水道事業の位置付け

### 鷹栖町



### 地方公営企業法

- **経営の基本原則** (地方公営企業法第3条)

常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- **経費負担の原則** (地方公営企業法第17条の2)

一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

- 事業経営にかかる費用は水道料金や公共下水道使用料収入で賄わなければならない (独立採算制の原則)

現状は…

水道料金・下水道使用料収入だけでは、事業を行うことができず、税金（一般会計繰入金）を充てている。

→経営環境の悪化も原因の一つ

## 上下水道事業の経営環境

- ・ 収入の減少

人口減少等に伴う料金や収入の減少

- ・ 支出の増加

社会情勢の変化による維持管理費の増加

老朽化や災害対策のための更新工事費の増加



経営環境は  
さらに厳しくなる

## 経営戦略の見直し

現状の経営では、水道事業・公共下水道事業ともに、  
令和12年度には現金不足になることが確認できた

⇒ 料金改定や経費削減などの経営改善が必要不可欠

### 目的と役割

#### 鷹栖町上下水道事業審議会設置条例

※前は令和3年度に設置

- ・ 目的：上下水道事業の健全な運営を図ること
- ・ 役割：町長の諮問に応じて、事業経営に関することなどを調査審議し、町長へ答申します。

➤ 町は、答申を基に事業等の見直しを行います。

- ・ 委員：10名（団体推薦8名・公募2名） ※敬称略・順不同

濱村 良司（鷹栖町都市計画審議会）      湯本 賢太郎（鷹栖町地域農業推進会議）

青木 秀晃（鷹栖町商工会）      高橋 俊輔（ふらっとGO）

荒永 芳子（一般社団法人北野コミュニティセンター）

村椿 慶子（特定非営利活動法人柏の里）

菅野 恵子（北斗地区公民館がんばる北斗）      小原 孝志（北成地域づくり委員会）

藤田 友史（公募）      小笠原 和美（公募）

---

## 2 諮問事項

## 令和3年度の答申・付帯意見と町の考え

### ・答申 ※一部抜粋

- 1 水道料金は、現行料金を据え置く。
- 2 下水道使用料は、1 m<sup>3</sup>当たり156円まで引き上げる。  
➤ 令和4年10月分から使用料を改定（約39%）

### ・付帯意見 ※一部抜粋

- 1 利用者と町の双方から赤字を補てんし、今後、段階的に使用料を見直していくことで、町の一般会計からの繰入金も段階的に見直していく必要があります。  
➤ 上下水道事業会計は、料金や使用料収入で事業運営を行うことを原則としていますが、前回の付帯意見にあるとおり、急激な値上げは利用者への負担が大きくなると認識しています。

## 令和3年度の答申・付帯意見と町の考え

### ・付帯意見 ※一部抜粋

- 2 大口使用者と小口使用者に負担の格差が生じています。  
負担の公平性の観点から、さらなる逡増度の緩和を望みます。
  - 「水道料金算定要領（R7.2改定）」では、町で採用している「基本水量制」は徐々に解消すること、家事用以外で採用している「逡増型料金制」は廃止とするが、経過措置として位置付けすることが示されています。
- 3 社会情勢や経営状況を踏まえながら、適正な水道料金及び下水道使用料の設定を視野に入れ、経費の節減と経営の健全化に努めてください。
  - 経費の削減として、料金の支払い方法を毎月払いから2か月に1度の隔月支払いに変更することも検討しています。

### 諮問事項

## 水道料金及び公共下水道使用料のあり方

水道料金及び公共下水道使用料の①改定率、②体系、③請求方法について、ご意見をいただきたいと思っています。

### 諮問理由

- ・将来にわたり、健全な経営を確保するためには、収入の増加や経費削減に向けた取り組みなどの経営改善が必要。
- ・水道料金は平成19年度以降、消費税率改定以外の料金改定をしていない。
  - 現状では令和12年度に現金が不足する見込み。
- ・公共下水道事業は、令和4年度に使用料を改定したが、収入が不足している。
  - 一般会計からの繰入金に依存している状態。

---

# 3 全体スケジュール

### 3 全体スケジュール

---

- 第1回 令和8年6月29日  
委嘱状の交付、会長・副会長の選出、諮問、  
上下水道事業の概要、料金・使用料水準と体系の考え方
- 第2回 令和8年7月中旬  
視察：石狩川浄水場（旭川市）
- 第3回 令和8年8月下旬  
WEBアンケートの結果やまちづくり出前講座の開催報告、  
料金・使用料体系や改定率の検討と現行比較、請求方法の検討
- 第4回 令和8年9月上中旬  
第3回検討結果の財政計画（案）確認、答申書の検討
- 以上が審議会の開催予定 —————
- 答 申 令和8年9月下旬

---

## 4 鷹栖町上下水道事業の概要

## 鷹栖町水道事業

(令和7年度末)

- ・ 事業開始 昭和41年5月～簡易水道事業  
昭和54年8月～上水道事業
- ・ 給水人口 6,247人
- ・ 給水戸数 3,018戸
- ・ 管路延長 151,736.528m
- ・ 主な施設 永山取水施設・石狩川浄水場・三角台配水場 など

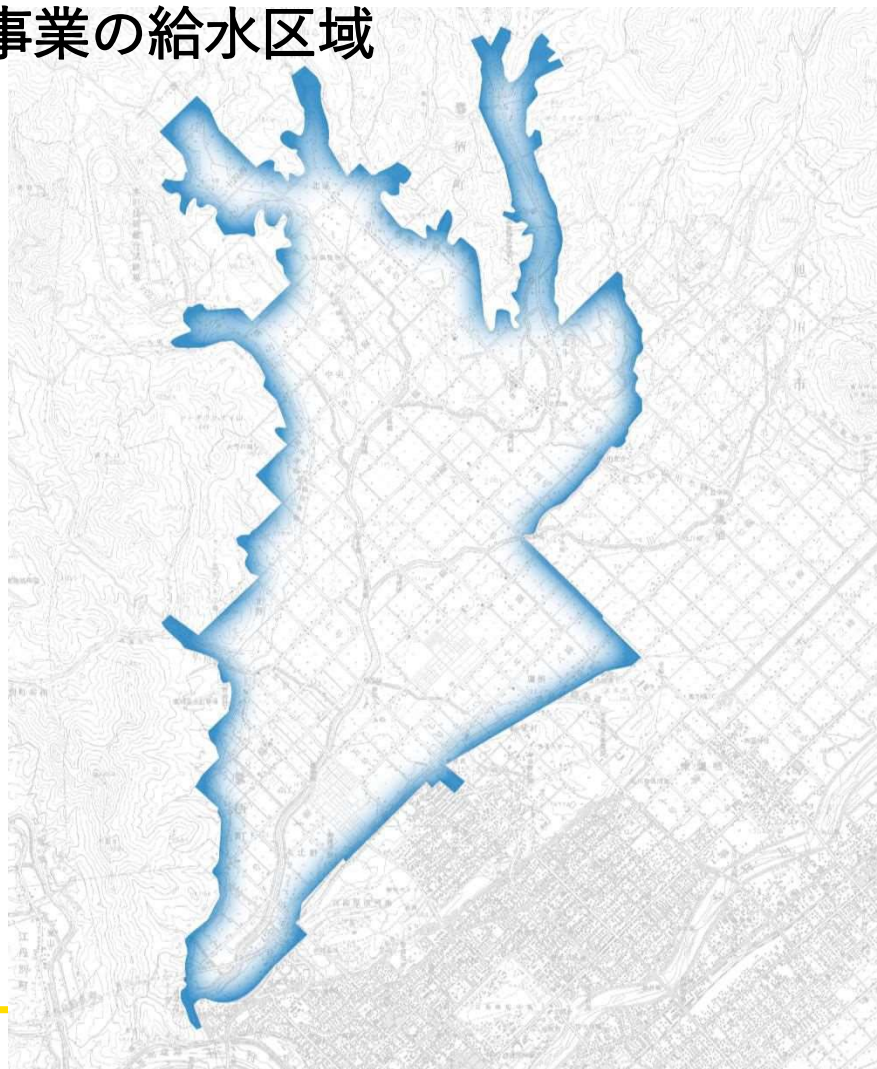


永山取水施設

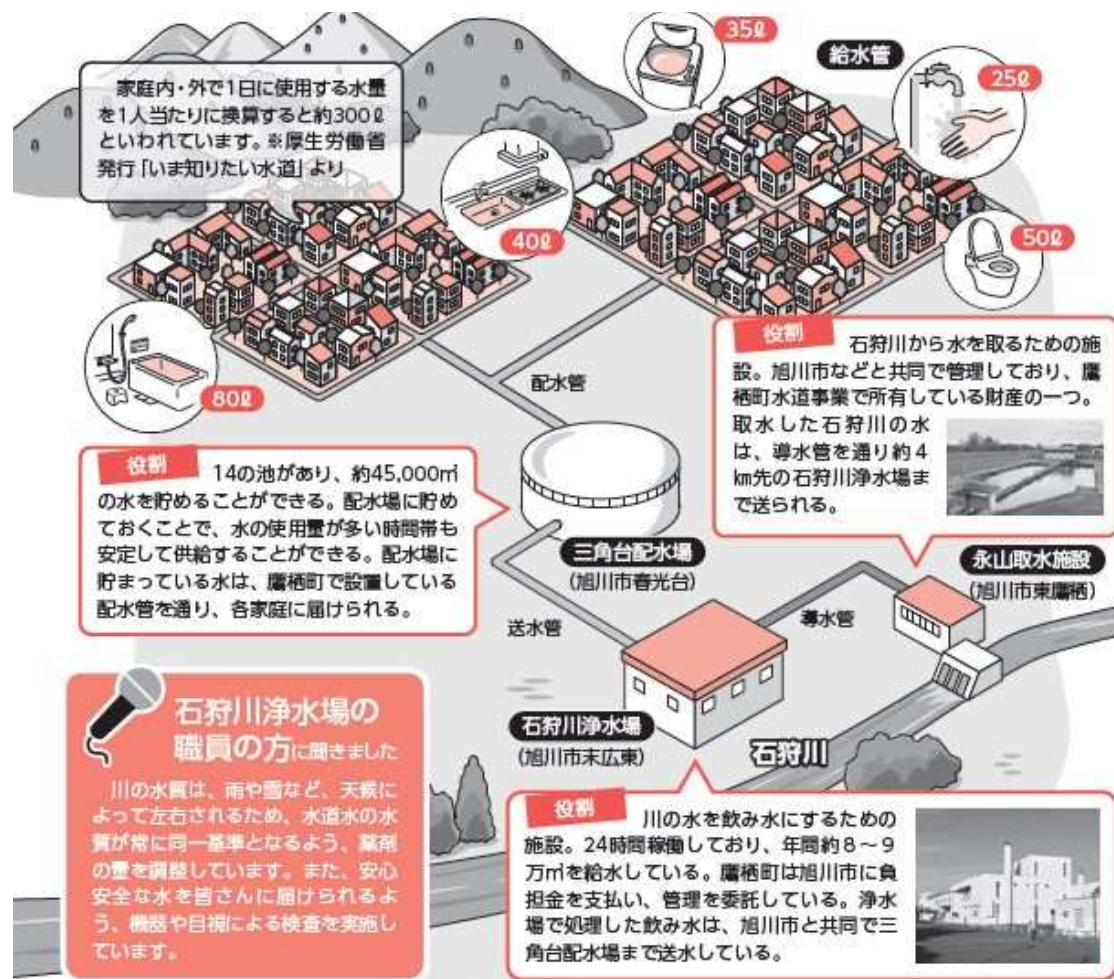


石狩川浄水場

## 鷹栖町水道事業の給水区域



## 4 鷹栖町上下水道事業の概要



(広報たかす 令和8年3月号)

## 鷹栖町公共下水道事業

(令和7年度末)

- ・ 供用開始 昭和61年9月
- ・ 処理人口 4,692人 (R7年度末)
- ・ 水洗化率 99.5%
- ・ 主な施設 鷹栖汚水中継ポンプ場・北野汚水中継ポンプ所  
インター汚水中継ポンプ所  
旭川市下水処理センター など

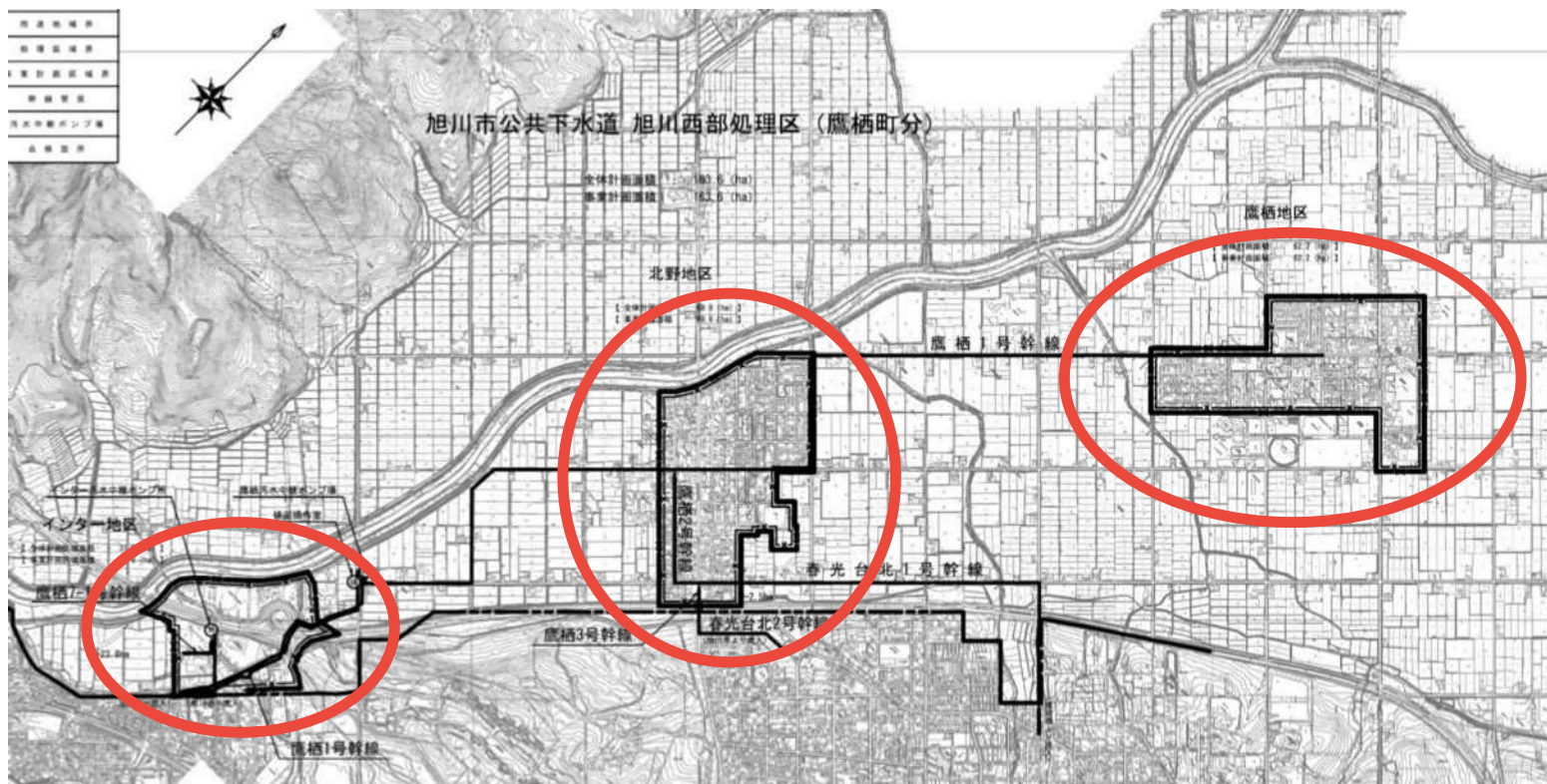


鷹栖汚水中継ポンプ場



旭川市下水処理センター

## 鷹栖町公共下水道事業の汚水処理区域



インター地区

北野地区

鷹栖地区

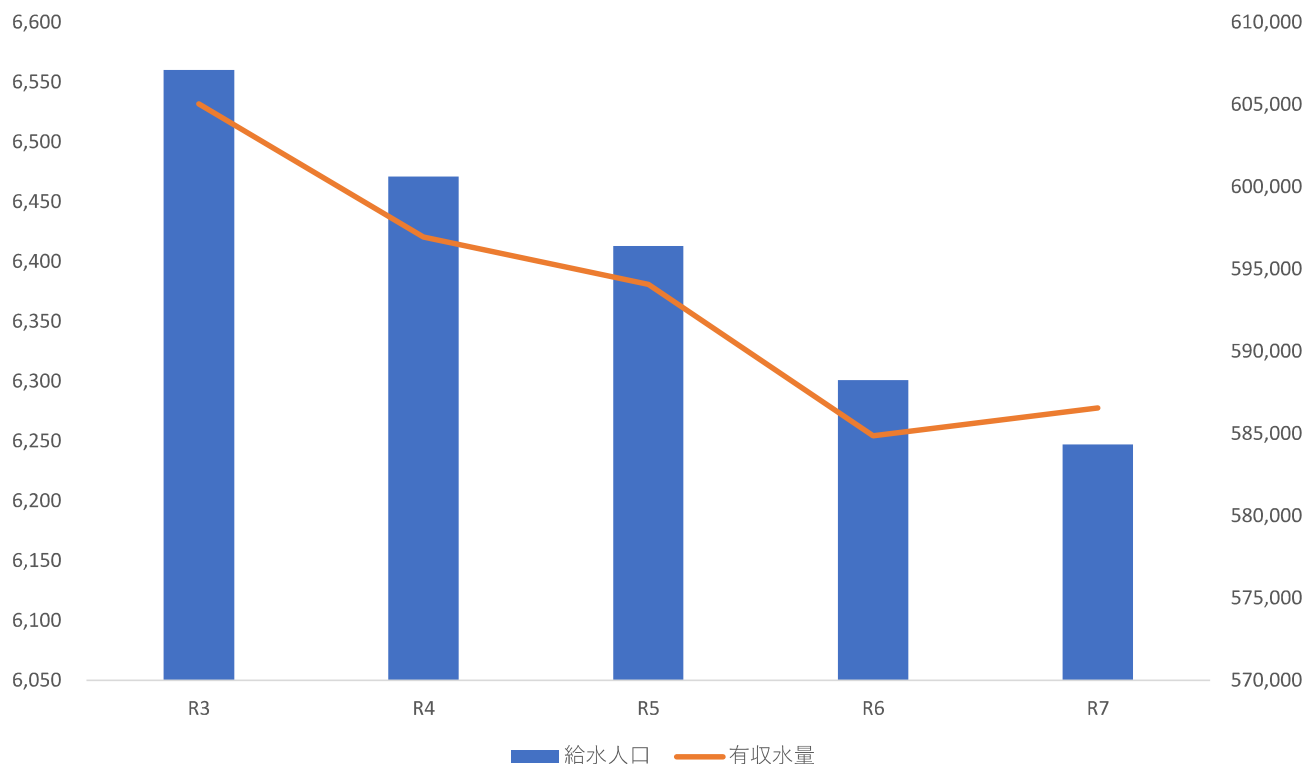
---

## 5 鷹栖町上下水道事業の経営状況

## 水道事業

### 給水人口と有収水量の推移

- ▶ 給水人口と比例し有収水量も減少している  
有収水量の減少は料金収入の減少につながっている

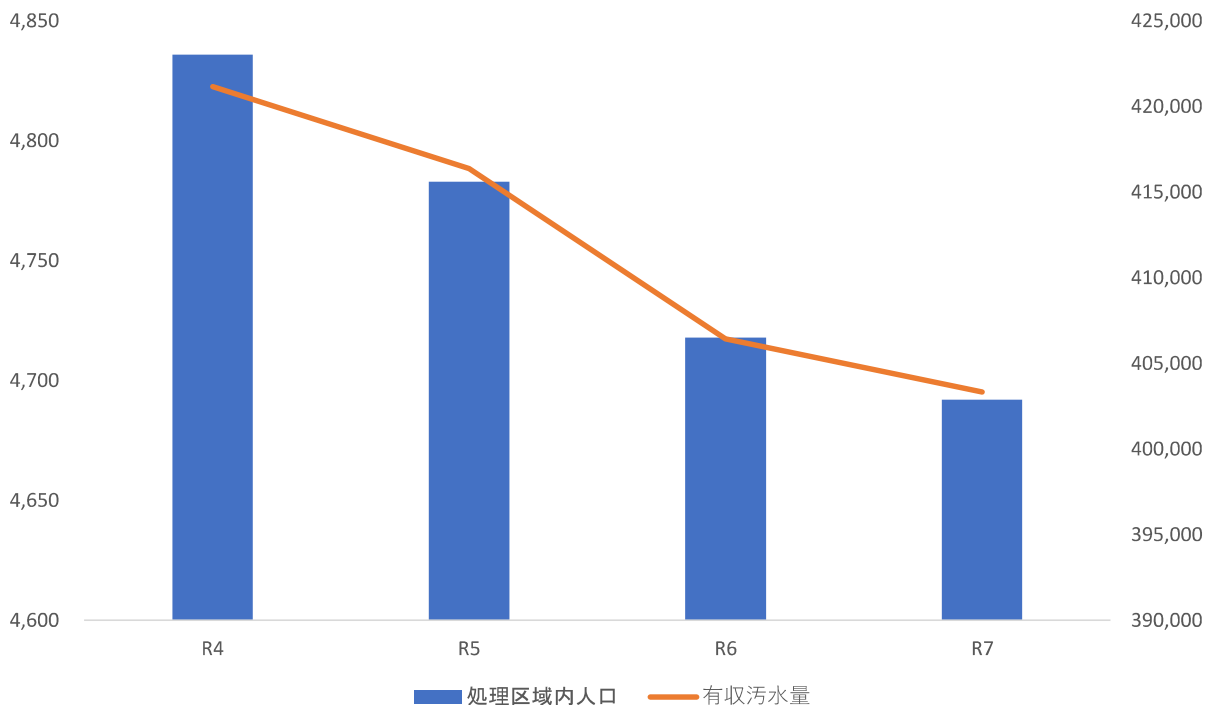


※有収水量～三角台配水場から配水された水量のうち、消防車や水質保全のための放水、漏水分を除き料金使用料の対象となる水量

## 下水道事業

### 処理区域内人口と有収汚水量の推移

- 処理区域内人口に比例し有収汚水量も減少している  
有収汚水量の減少は下水道使用料の減少につながっている

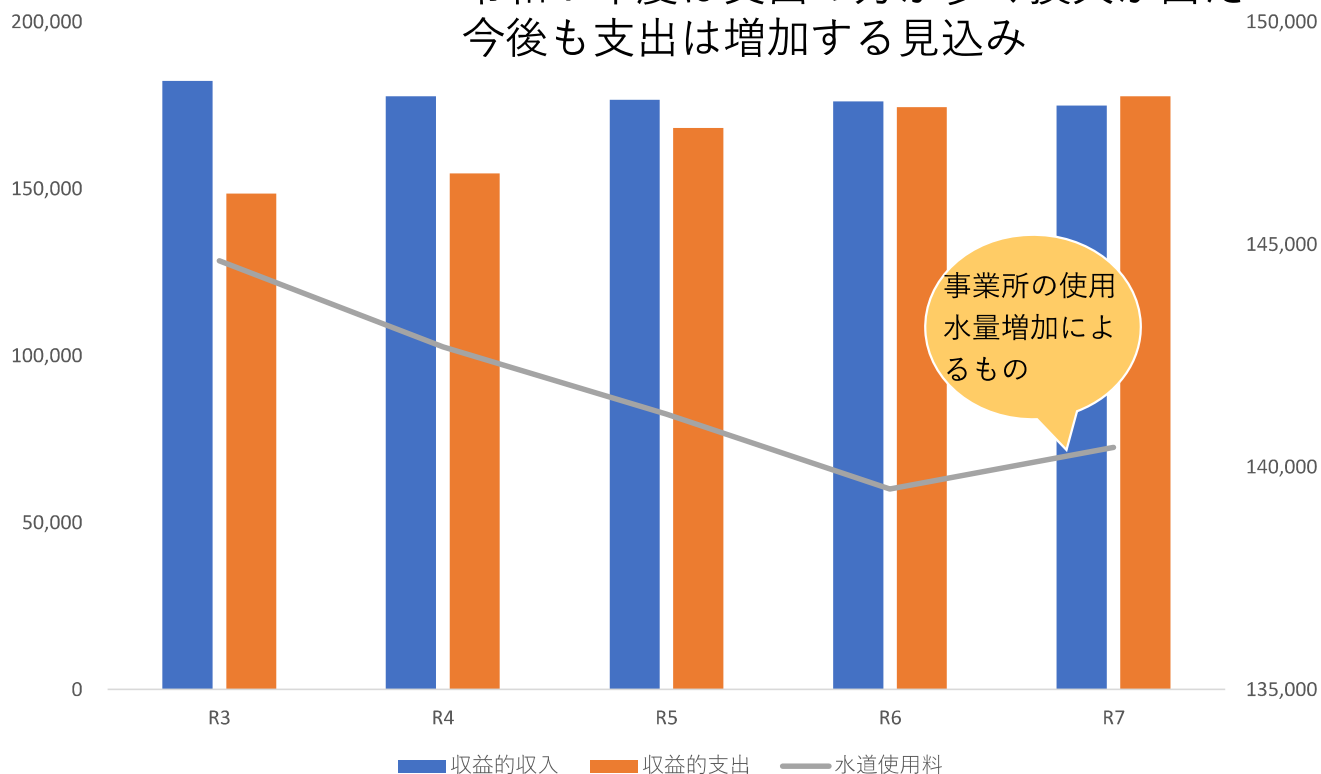


※有収汚水量～処理した汚水のうち、使用料収入の対象となる汚水量

## 水道事業

### 収益的収入と支出の推移

- ▶ 令和3年度は収入の方が多く利益が出たが、令和7年度は支出の方が多く損失が出た  
今後も支出は増加する見込み

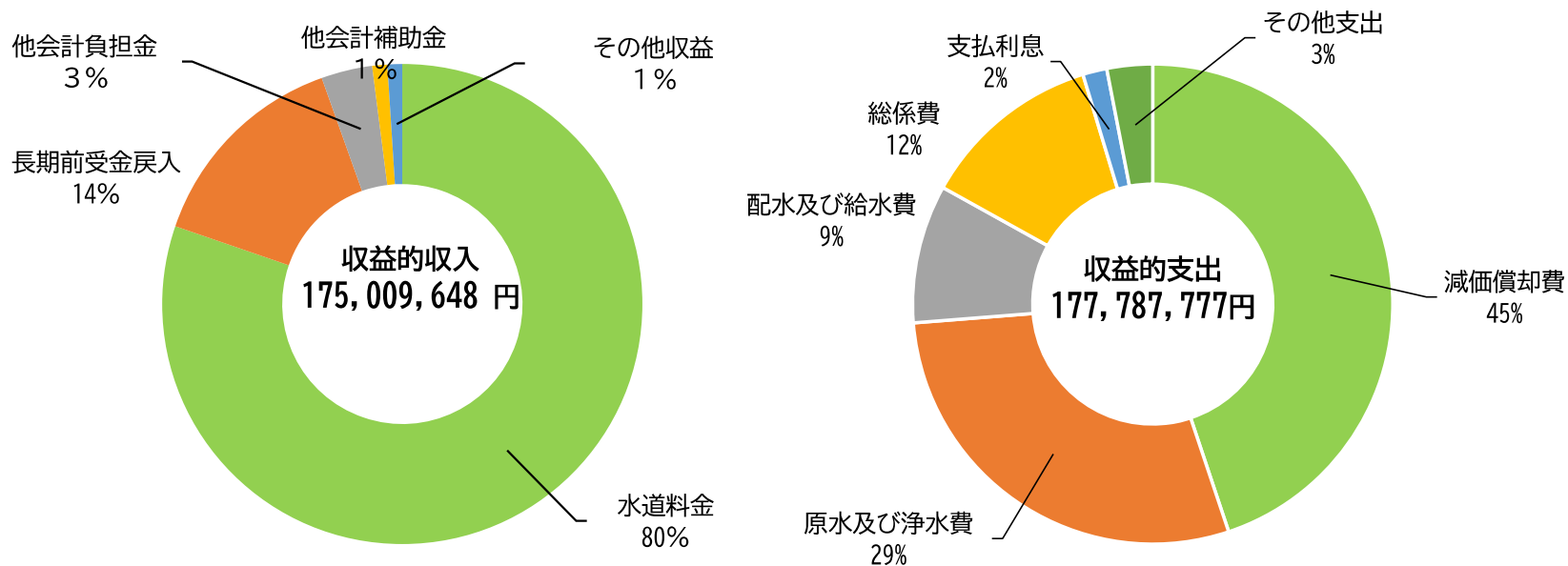


※収益的収入と支出～水道事業を運営する（水道水をつくる）ための収入と支出

## 水道事業

### 令和7年度収益的収入と支出の内訳

- ▶ 水道料金は収入の約80%を占める
- ▶ 支出は旭川市への負担金（原水及び浄水費）が約30%

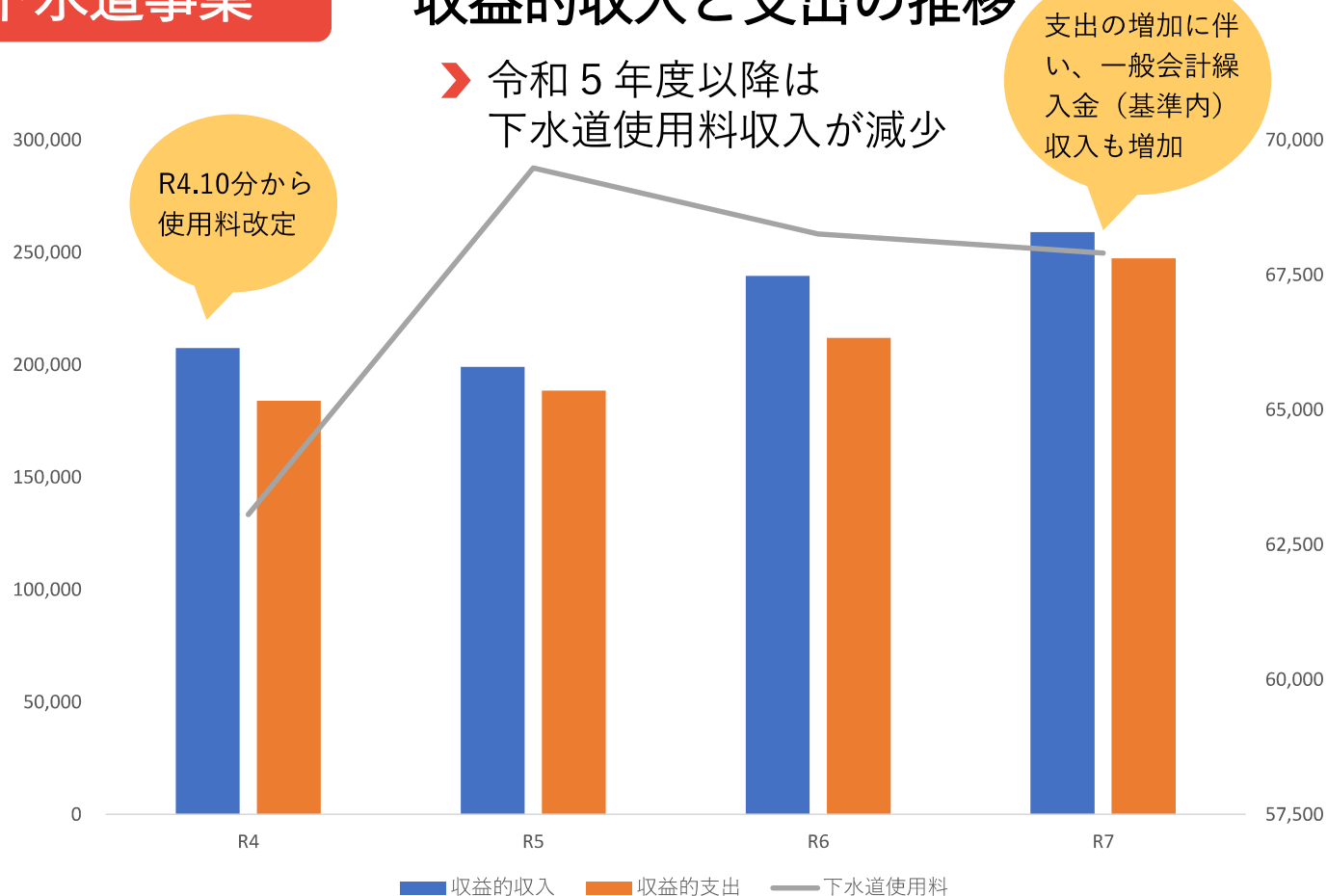


※原水及び浄水費～取水施設や浄水場（原水を飲用にするための施設）の維持管理経費など  
※配水及び給水費～各戸に水を配るための管や給水メーターの維持管理経費など

## 5 鷹栖町上下水道事業の経営状況

### 下水道事業

### 収益的収入と支出の推移

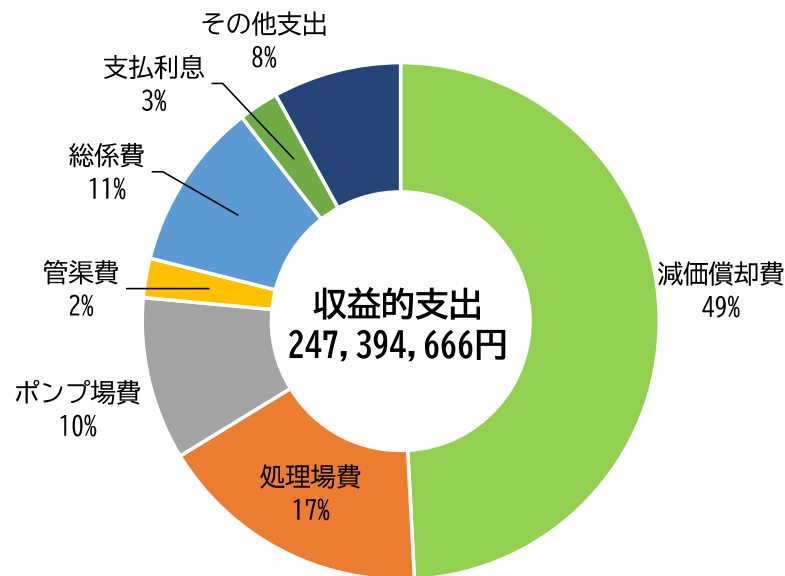
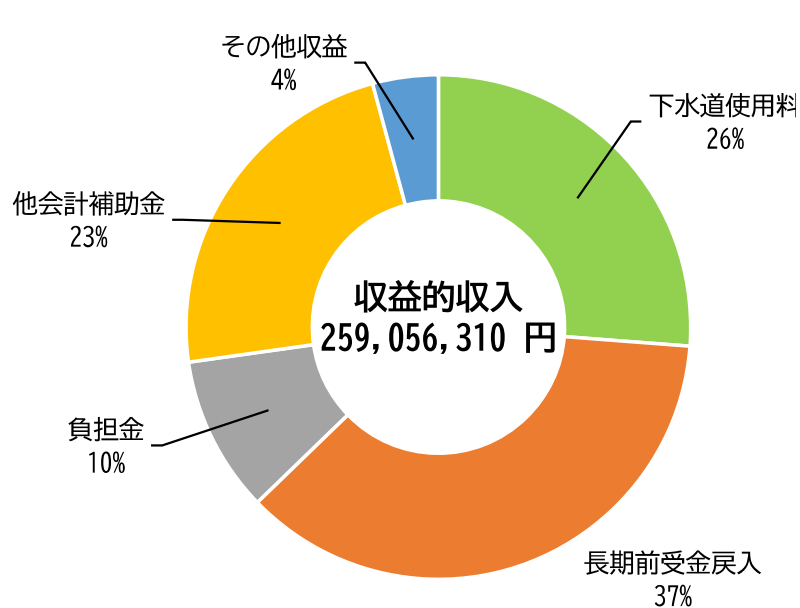


※収益的収入と支出～下水道事業を運営する（下水を処理する）ための収入と支出

## 下水道事業

### 令和7年度収益的収入と支出の内訳

- ▶ 下水道使用料は収入の約26%
- ▶ 一般会計からの繰入金は収入の約26%
- ▶ 支出は旭川市への汚水処理負担金（処理場費）が17%



※処理場費～汚水処理施設（汚水をきれいな水に処理する施設）の維持管理経費など

※ポンプ場費～排出された汚水や雨水を汲み上げ、処理施設などに送るための維持管理経費など

---

## 6 経営戦略と投資・財政計画の改定

## 鷹栖町水道事業経営戦略

令和3年3月策定/令和8年3月改定

第8次鷹栖町総合振興計画

**将来像** 笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす

**基本目標** あらゆる安心を未来へとつなぐ  
幸せな環境を持続するまち



鷹栖町水道事業経営戦略

- 基本方針**
- 1 安心・安全で良質な水道水の提供  
耐震化率の向上と重要度・優先度を考慮した計画的な更新
  - 2 健全で持続性のある事業経営の確保  
適切な水道料金の検討と経営の健全化
  - 3 事業の見える化と広報活動  
広報活動の充実による関係性の向上や信頼の獲得

## 6 経営戦略と投資・財政計画の改定

### ■収益的収支（税抜）

（単位：千円）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
<b>1 水道事業収益</b>	<b>167,361</b>	<b>203,619</b>	<b>199,885</b>	<b>197,588</b>	<b>195,316</b>	<b>193,111</b>	<b>190,946</b>	<b>188,621</b>	<b>187,089</b>	<b>184,672</b>
1 営業収益	142,012	178,454	174,763	172,258	169,782	167,306	164,830	162,356	160,756	158,311
給水収益	133,776	170,184	166,459	163,919	161,408	158,897	156,385	153,874	152,237	149,754
受託工事収益	1,845	1,873	1,901	1,930	1,959	1,988	2,018	2,048	2,079	2,110
他会計負担金	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
うち基準内	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
うち基準外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他営業収益	391	397	403	409	415	421	427	434	440	447
2 営業外収益	25,349	25,165	25,122	25,330	25,535	25,805	26,116	26,265	26,332	26,361
受取利息及び配当金	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125
他会計補助金	2,109	2,141	2,173	2,206	2,239	2,272	2,306	2,341	2,376	2,412
うち基準内	2,109	2,141	2,173	2,206	2,239	2,272	2,306	2,341	2,376	2,412
うち基準外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長期前受金戻入	23,115	22,900	22,824	23,000	23,171	23,408	23,684	23,800	23,831	23,825
<b>1 水道事業費用</b>	<b>178,596</b>	<b>180,664</b>	<b>185,611</b>	<b>189,289</b>	<b>200,288</b>	<b>198,335</b>	<b>207,513</b>	<b>213,129</b>	<b>215,834</b>	<b>224,035</b>
1 営業費用	175,005	176,601	180,765	183,361	193,512	190,658	198,058	201,212	201,854	208,682
原水及び浄水費	52,432	52,715	52,995	53,396	53,841	54,289	54,737	55,188	55,738	56,228
配水及び給水費	19,563	19,857	20,154	20,457	20,764	21,075	21,391	21,712	22,038	22,368
受託工事費	1,845	1,873	1,901	1,930	1,959	1,988	2,018	2,048	2,079	2,110
総務費	17,152	17,410	17,671	17,936	24,995	18,478	18,755	19,037	19,322	26,926
減価償却費	84,012	84,746	88,044	89,643	91,954	94,829	101,156	103,228	102,678	101,050
2 営業外費用	3,591	4,064	4,846	5,928	6,777	7,677	9,455	11,917	13,981	15,352
支払利息	2,854	3,324	4,103	5,182	6,028	6,925	8,700	11,158	13,219	14,588
雑損失	737	740	743	746	749	752	755	758	761	765
当年度純利益	△ 11,235	22,955	14,273	8,299	△ 4,972	△ 5,224	△ 16,567	△ 24,508	△ 28,746	△ 39,363

### ■資本的収支（税込）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
<b>1 水道事業資本的収入</b>	<b>103,420</b>	<b>153,287</b>	<b>60,069</b>	<b>73,126</b>	<b>73,597</b>	<b>112,568</b>	<b>139,421</b>	<b>118,307</b>	<b>85,686</b>	<b>170,184</b>
1 負担金	15,420	15,287	15,141	15,063	15,214	15,236	15,254	15,487	15,569	15,677
負担金	2,375	2,196	2,004	1,879	1,982	1,956	1,924	2,108	2,138	2,196
工事負担金	13,045	13,091	13,137	13,184	13,232	13,280	13,330	13,379	13,430	13,482
2 企業債	88,000	138,000	44,928	58,062	58,383	97,332	124,167	102,819	70,117	154,507
企業債	88,000	138,000	44,928	58,062	58,383	97,332	124,167	102,819	70,117	154,507
<b>1 水道事業資本的支出</b>	<b>178,265</b>	<b>213,111</b>	<b>117,842</b>	<b>135,361</b>	<b>146,275</b>	<b>221,608</b>	<b>229,565</b>	<b>204,920</b>	<b>151,813</b>	<b>261,263</b>
1 建設改良費	156,919	193,551	100,200	118,968	128,853	204,449	212,724	186,240	132,829	241,704
建設事業費	4,213	22,912	11,958	12,137	12,319	12,504	12,691	12,882	13,075	13,271
改良事業費	152,706	170,639	88,243	106,831	116,534	191,945	200,033	173,359	119,754	228,433
2 償還金	21,346	19,560	17,642	16,393	17,422	17,159	16,841	18,679	18,984	19,558
償還金	21,346	19,560	17,642	16,393	17,422	17,159	16,841	18,679	18,984	19,558
資本的収支不足額	△ 74,845	△ 59,825	△ 57,773	△ 62,235	△ 72,678	△ 109,039	△ 90,145	△ 86,613	△ 66,127	△ 91,078

## 鷹栖町公共下水道事業経営戦略

令和3年3月策定/令和7年3月改定

第8次鷹栖町総合振興計画

**将来像** 笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす

**基本目標** あらゆる安心を未来へとつなぐ  
幸せな環境を持続するまち



鷹栖町公共下水道事業経営戦略

- 基本方針**
- 1 安全・安心な暮らしの実現  
計画的な施設の更新と危機管理体制の充実
  - 2 健全で持続性のある事業経営の確保  
適切な下水道使用料の検討と経営の健全化
  - 3 事業の見える化と広報活動  
広報活動の充実による関係性の向上や信頼の獲得

## 6 経営戦略と投資・財政計画の改定

# 鷹栖町公共下水道事業

(単位：千円)

### ■収益的収支（税抜）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
<b>1 下水道事業収益</b>	<b>267,244</b>	<b>208,582</b>	<b>211,964</b>	<b>217,370</b>	<b>229,603</b>	<b>247,279</b>	<b>230,115</b>	<b>231,031</b>	<b>233,461</b>	<b>243,869</b>	<b>262,038</b>
1 営業収益	95,518	93,492	105,069	103,489	102,442	101,407	100,373	113,535	112,272	111,509	110,263
下水道使用料	67,727	65,786	77,260	75,577	74,416	73,269	72,121	85,168	83,791	82,904	81,542
受託工事収益	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818
他会計負担金	25,972	25,888	25,991	26,094	26,207	26,320	26,434	26,549	26,663	26,788	26,903
うち基準内	25,972	25,888	25,991	26,094	26,207	26,320	26,434	26,549	26,663	26,788	26,903
うち基準外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他営業収益	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 営業外収益	171,726	115,090	106,895	113,881	127,162	145,872	129,743	117,496	121,189	132,360	151,774
受取利息及び配当金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一般会計補助金	59,621	31,782	20,171	23,781	33,948	41,074	33,876	21,704	25,642	36,443	44,366
うち基準内	59,621	31,782	20,171	23,781	33,948	41,074	33,876	21,704	25,642	36,443	44,366
うち基準外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国庫補助金	11,500	-	-	-	-	10,500	0	-	-	-	11,025
長期前受金戻入	92,738	83,307	86,722	90,099	93,213	94,296	95,866	95,792	95,546	95,916	96,382
雑収益	7,866	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>1 下水道事業費用</b>	<b>274,107</b>	<b>207,257</b>	<b>211,930</b>	<b>217,193</b>	<b>228,701</b>	<b>245,919</b>	<b>229,591</b>	<b>231,812</b>	<b>234,101</b>	<b>243,761</b>	<b>261,430</b>
1 営業費用	259,841	202,199	206,958	212,397	223,938	240,183	224,808	226,535	228,246	237,288	253,283
管渠費	6,175	6,091	6,120	6,149	6,179	6,209	6,271	6,334	6,397	6,461	6,525
ポンプ場費	27,841	27,969	28,235	28,503	28,775	29,049	29,326	29,605	29,888	30,173	30,461
処理場費	44,695	37,178	36,750	36,309	36,109	35,907	35,698	35,482	35,257	35,232	35,000
受託工事費	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818
総係費	28,670	8,920	7,798	7,876	14,054	27,125	8,114	8,195	8,277	14,760	28,489
減価償却費	125,588	120,222	126,238	131,742	137,003	140,076	143,581	145,101	146,609	148,843	150,989
資産減耗費	25,054	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 営業外費用	14,265	5,059	4,972	4,796	4,763	5,736	4,782	5,277	5,855	6,473	8,147
支払利息	5,499	5,059	4,972	4,796	4,763	4,781	4,782	5,277	5,855	6,473	7,144
減損失	8,766	-	-	-	-	955	-	-	-	-	1,003
当年度純利益	△ 6,862	1,325	33	177	902	1,360	525	△ 781	△ 640	108	608

### ■資本的収支（税込）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
<b>1 下水道事業資本的収入</b>	<b>231,687</b>	<b>215,045</b>	<b>162,812</b>	<b>165,406</b>	<b>153,311</b>	<b>136,257</b>	<b>116,454</b>	<b>101,218</b>	<b>100,569</b>	<b>100,366</b>	<b>100,294</b>
1 企業債	90,000	46,595	35,174	40,300	39,300	34,300	63,050	63,302	63,655	63,910	64,266
2 出資金	33,800	61,651	24,016	21,280	11,913	5,590	13,948	-	-	-	-
3 補助金	57,000	60,000	57,500	58,500	57,500	52,500	31,290	31,315	31,341	31,367	31,393
4 負担器	50,887	46,799	46,122	45,327	44,598	43,868	8,166	6,601	5,573	5,090	4,635
一般会計負担金	10,006	10,189	9,512	8,717	7,988	7,258	6,172	4,607	3,579	3,096	2,641
工事負担金	40,881	36,610	36,610	36,610	36,610	36,610	1,994	1,994	1,994	1,994	1,994
<b>1 下水道事業資本的支出</b>	<b>256,852</b>	<b>228,989</b>	<b>212,669</b>	<b>222,244</b>	<b>215,401</b>	<b>203,222</b>	<b>158,432</b>	<b>151,505</b>	<b>151,020</b>	<b>150,787</b>	<b>153,726</b>
1 建設改良費	192,209	166,944	148,617	158,563	156,632	146,702	104,589	104,950	105,315	105,683	106,055
建設事業費	17,375	14,359	9,885	13,636	13,636	13,636	13,773	13,911	14,050	14,191	14,333
改良事業費	174,835	152,585	138,732	144,926	142,996	133,065	90,816	91,039	91,265	91,492	91,722
2 企業債償還金	64,643	62,046	64,052	63,682	58,769	56,520	53,843	46,555	45,706	45,104	47,672
資本的収支不足額	△ 25,165	△ 13,944	△ 49,857	△ 56,838	△ 62,090	△ 66,964	△ 41,978	△ 50,287	△ 50,452	△ 50,421	△ 53,433

---

## 7 料金・使用料の水準と体系の考え方

### 地方公営企業法

- ・ **経費負担の原則** (地方公営企業法第17条の2)

一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

- ・ **料金** (地方公営企業法第21条)

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適切な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならない。

### 算定要領

- ・ 水道料金算定要領 (公益社団法人 日本水道協会)
- ・ 下水道使用料算定の基本的考え方 (公益社団法人 日本下水道協会)

## 7 料金・使用料水準と体系の考え方

### 現行の料金・体系

- ・家事用：基本料金（水量8 m<sup>3</sup>まで）+ 9 m<sup>3</sup>以上1 m<sup>3</sup>当たりの超過料金
- ・家事用以外：基本料金（水量8 m<sup>3</sup>まで）+ 9 m<sup>3</sup>以上1 m<sup>3</sup>当たりの超過料金  
※水量に応じて単価が変わる逡増制（ていぞうせい）を採用
- ・会館消防用：年額基本料金+ 1 m<sup>3</sup>当たりの超過料金

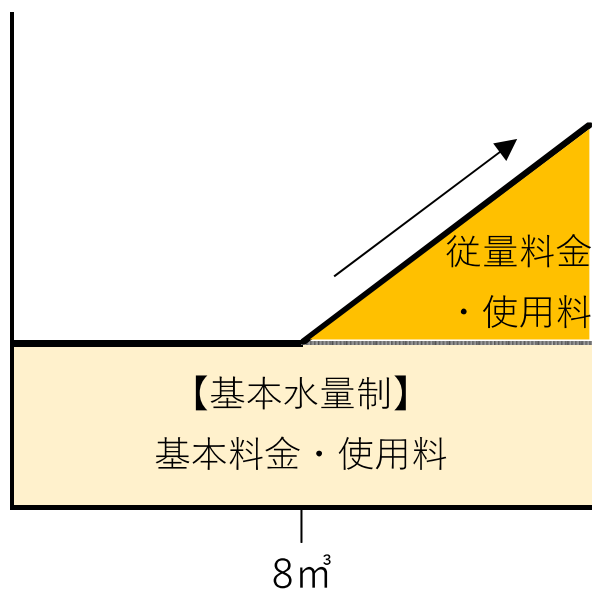
	水道料金（平成19年改定）		下水道使用料（令和4年改定）			
	基本料金 （8 m <sup>3</sup> まで）	超過料金 （1 m <sup>3</sup> 当たり）	基本使用料 （8 m <sup>3</sup> まで）	超過使用料 （1 m <sup>3</sup> 当たり）		
家事用	1,760円	220円	1,248円	156円		
家事用以外		9～20m <sup>3</sup>		220円	9～20m <sup>3</sup>	156円
		21～50m <sup>3</sup>		249円	21～50m <sup>3</sup>	166円
		51m <sup>3</sup> 以上		268円	51m <sup>3</sup> 以上	210円
会館消防用	3,240円	220円	2,496円	156円		

（税抜）

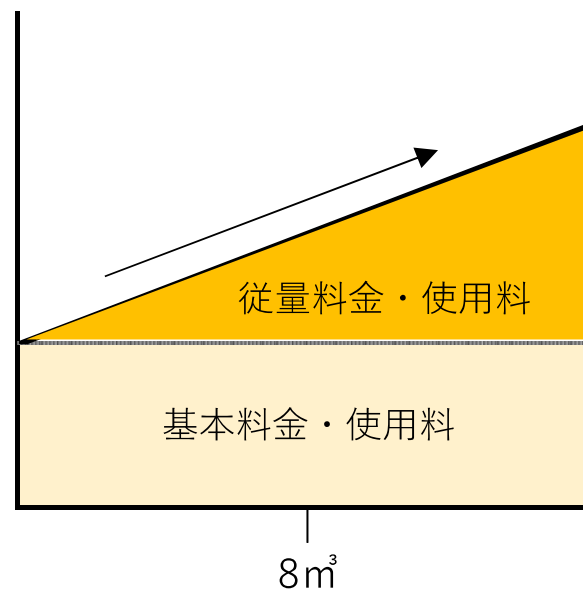
## 算定要領に基づく体系

- ・基本水量制は徐々に解消すること
- ・超過料金は使用者群の差異に関わらず均一料金とすること

現行の体系



要領に基づく体系



---

## 8 事前質問の回答

### 質問

水道料金の区分で農事組合等会館用というのは具体的にどのような建物なのですか。

### 回答

- ・各町内会で管理している会館（31か所）と消防団の詰所（5か所）が対象となっています。
- ・「農事組合等会館用」の区分は、昭和51年度に料金の値上げと料金体系の見直しを行った際に新たに設置された使用区分です。
- ・検針は2か月に1回実施しており、3月の検針後に年間の使用水量を確定し、1年間分をまとめて請求しています。

### 質問

社会福祉施設の減免を廃止予定ですがいつからこのような措置を取っていたのですか。

### 回答

- ・ 社会福祉施設の減免制度は、公益性の高い福祉施設を対象とし、令和4年10月分から実施しています。
- ・ 令和3年度に設置した鷹栖町上下水道事業審議会の答申内容と、まちづくり懇談会の中で、皆さまからいただいたご意見を参考に創設しました。
- ・ 対 象：17事業者
- ・ 減免額：令和7年度 1,384,025円

---

## 9 第2回審議会の日程

### 3 全体スケジュール

---

- 第1回 令和8年6月29日  
委嘱状の交付、会長・副会長の選出、諮問、  
上下水道事業の概要、料金・使用料水準と体系の考え方
- 第2回 令和8年7月中旬（候補日7/13、7/14、7/16）  
視察：石狩川浄水場（旭川市）
- 第3回 令和8年8月下旬  
WEBアンケートの結果やまちづくり出前講座の開催報告、  
料金・使用料体系や改定率の検討と現行比較、請求方法の検討
- 第4回 令和8年9月上中旬  
第3回検討結果の財政計画（案）確認、答申書の検討
- 以上が審議会の開催予定 —————
- 答 申 令和8年9月下旬

本日お配りした、

**「第2回鷹栖町上下水道事業審議会**

**開催日日程調整報告書」**

を返信用封筒でご提出いただくか、

QRコードをお読み取りいただきご報告ください。

報告期限：7月6日（月）

# 鷹栖町上下水道事業審議会条例

## (設置)

第1条 鷹栖町水道事業及び公共下水道事業の健全な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鷹栖町上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて必要な調査審議を行い、町長に答申し、又は意見を具申する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から町長の諮問に係る調査審議が終了する日までとする。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設水道課において処理する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和3年6月24日から施行する。

(鷹栖町水道料金審議会条例の廃止)

2 鷹栖町水道料金審議会条例(平成13年条例第17号)は、廃止する。

(鷹栖町下水道使用料審議会条例の廃止)

3 鷹栖町下水道使用料審議会条例(平成15年条例第14号)は、廃止する。

# 水道料金の変遷

## 1 水道料金改定の変遷

(基本料金・税込み)

平成元 年 4 月 1 日	消費税率改定 (3%)	1,800 円/10m <sup>3</sup>
平成 6 年 4 月 1 日	高料金対策交付金を継続受給するため	1,600 円/ 8m <sup>3</sup>
平成 9 年 4 月 1 日	消費税率改定 (5%)	1,630 円/ 8m <sup>3</sup>
平成 14 年 4 月 1 日	水道料金審議会答申により改定	1,760 円/ 8m <sup>3</sup>
平成 19 年 4 月 1 日	水道料金審議会答申により改定	1,848 円/ 8m <sup>3</sup>
平成 26 年 4 月 1 日	消費税率改定 (8%)	1,900 円/ 8m <sup>3</sup>
平成 29 年 4 月 1 日	水道料金審議会答申により改定見送り	
令和元年 10 月 1 日	消費税率改定 (10%)	1,936 円/ 8m <sup>3</sup>

## 2 現行水道料金【令和元年 10 月】

(月額・税抜)

区分	基本料金		超過料金
	m <sup>3</sup>	円	円/m <sup>3</sup>
家事用	8m <sup>3</sup> まで	1,760	220
家事用以外	8m <sup>3</sup> まで	1,760	9~20m <sup>3</sup> 220
			21~50m <sup>3</sup> 249
			51m <sup>3</sup> 以上 268
農事組合等会館用	年額	3,240	220

# 下水道使用料の変遷

## 1 下水道使用料改定の変遷

(基本使用料・税込み)

平成元 年 4 月 1 日	消費税率改定 (3%)	1,030 円/10m <sup>3</sup>
平成 9 年 4 月 1 日	消費税率改定 (5%)	1,050 円/10m <sup>3</sup>
平成 16 年 4 月 1 日	下水道使用料審議会答申により改定	1,150 円/10m <sup>3</sup>
平成 21 年 4 月 1 日	使用料体系の見直しに伴う改定	950 円/ 8m <sup>3</sup>
平成 26 年 4 月 1 日	消費税率改定 (8%)	977 円/ 8m <sup>3</sup>
令和元 年 4 月 1 日	下水道使用料審議会答申により改定見送り	
令和元年 10 月 1 日	消費税率改定 (10%)	995 円/ 8m <sup>3</sup>
令和 4 年 10 月 1 日	上下水道事業審議会答申により改定	1,248 円/ 8m <sup>3</sup>

(※R 4 年～税抜き)

## 2 現行下水道使用料【令和 4 年 10 月】

(月額・税抜)

区分	基本使用料		超過使用料
	m <sup>3</sup>	円	円/m <sup>3</sup>
家事用	8m <sup>3</sup> まで	1,248	156
家事用以外	8m <sup>3</sup> まで	1,248	9~20m <sup>3</sup> 156
			21~50m <sup>3</sup> 166
			51m <sup>3</sup> 以上 210
農事組合等会館用	年額	2,496	156

令和4年2月18日

鷹栖町長 谷 寿 男 様

鷹栖町上下水道事業審議会  
会 長 濱 村 良 司



水道料金及び下水道使用料の改定について（答申）

令和3年10月25日付鷹建管第266号をもって当審議会が諮問を受けました水道料金及び下水道使用料の改定について、次のとおり答申いたします。

記

【答申事項】

1. 水道料金は、現行料金を据え置く。
2. 下水道使用料は、健全な運営のために、1 m<sup>3</sup>当たり156円まで引き上げ、別表のとおり改定する。

【付帯意見】

答申にいたるまで次のとおり意見がありましたので考慮願います。

1. 下水道事業については令和4年度より地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計となり、基本的には独立採算を原則とし使用料収入をもって運営費を賄うこととなります。

しかし、現行の使用料収入では大幅な赤字となり、赤字解消に伴う急激な使用料の値上げは、昨今の社会情勢もあり利用者への負担が大きく困難であります。

そこで、利用者と町の双方から赤字を補てんし、今後、段階的に使用料を見直していくことで、町の一般会計からの繰入金も段階的に見直していく必要があります。



2. 逓増制料金(※)によって、大口使用者と小口使用者に負担の格差が生じています。従量料金における料金徴収の原則は均一単価での配賦であり、負担の公平性の観点から、さらなる逓増度の緩和を望みます。
3. 今後の社会情勢や経営状況を踏まえながら、適正な水道料金及び下水道使用料の設定を視野に入れ、更に一層の効率的な管理運営を図り経費の節減と経営の健全化に努めてください。

※逓増制料金：従量料金の単価設定に当たり、利用水量が多くなるほど単価が高くなる仕組み

(別表)

下水道使用料表

(1ヵ月当たり・消費税抜き)

基本使用料 (円)		単価 改定率 (%)	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき・円)		単価 改定率 (%)			
現行	改定		現行	改定				
汚水量 8 m <sup>3</sup> まで	905	1,248	37.90	家事用	8 m <sup>3</sup> を超える分について1 m <sup>3</sup> につき	119	156	31.09
				家事用 以外	8 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> までの分について1 m <sup>3</sup> につき	119	156	31.09
					20 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> までの分について1 m <sup>3</sup> につき	157	166	5.73
					50 m <sup>3</sup> を超える分について1 m <sup>3</sup> につき	210	176	-16.19
				農事組合 会館用 年額	1,810	2,496	37.90	農事組合 会館用

【平均改定率22.66%】